

上尾伊奈資源循環組合規約

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 議会（第5条－第7条）

第3章 執行機関（第8条－第12条）

第4章 経費（第13条）

附則

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、上尾伊奈資源循環組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、上尾市及び伊奈町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ広域処理施設（組合が成立する際現に関係市町が設置している施設を除く。）の建設及び稼働後の管理運営に関すること。
- (2) ごみ広域処理に係る計画の策定及びこれに附帯する事務に関すること。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、伊奈町内に置く。

第2章 議会

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8人とし、次の各号に掲げる関係市町の区分ごとに、当該各号に定める人数とする。

- (1) 上尾市 6人
- (2) 伊奈町 2人

2 組合議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちからこれを選挙する。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

(組合議員の補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

第3章 執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選任の方法)

第8条 組合に、管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の協議により、関係市町の長のうちからこれを定める。

(管理者及び副管理者の任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の職にある期間とする。

(管理者及び副管理者の職務)

第10条 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第11条 第8条第1項に定める者を除くほか、組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

第4章 経費

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業又は財産から生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表に定める

負担割合をもって関係市町が負担する。ただし、ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた組合の責任において実施する大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び関係市町において協議の上、別に定める。

- 2 組合の事業又は財産から生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって組合の経費を支弁するときは、まずごみ広域処理施設の建設又は管理運営に係る経費に充てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 組合議員の選出その他この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

(組合の事務所の位置に係る経過措置)

- 3 第4条の規定にかかわらず、ごみ広域処理施設の供用開始の日の前日までの間は、組合の事務所は、上尾市内に置くことができるものとする。

(経費の支弁の方法に係る経過措置)

- 4 ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度における組合の経費（ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費に限る。）の負担割合に係る別表の規定の適用については、同表中「ごみ量割」とあるのは、「人口割」と読み替えるものとする。

別表（第13条関係）

発生期日	経費区分	負担割合
組合成立の日以後	議会の運営に係る経費	議員定数割
	組合の運営に係る経費	均等割
組合成立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の末日まで	ごみ広域処理施設の建設準備に係る経費	均等割
	ごみ広域処理施設の建設工事に係る経費	20%を均等割、 80%を人口割
ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の初日以後	ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費	15%を均等割、 85%をごみ量割

備考

- 1 「組合の運営に係る経費」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 総務費のうち、一般管理費、公平委員会費及び監査委員費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、組合の組織の運営に必要と認められる経費
- 2 「ごみ広域処理施設の建設準備に係る経費」とは、次に掲げるものをいう。ただし、ごみ広域処理施設の建設工事に関する費用を除く。
 - (1) 衛生費のうち、施設建設費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、ごみ広域処理施設の建設準備に必要と認められる経費
- 3 「ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 衛生費のうち、施設運営費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、ごみ広域処理施設の管理運営に必要と認められる経費
- 4 人口割の基礎となる人口は、経費が発生した年度の前年度の1月1日時点の住民基本台帳に記録されている者の数による。
- 5 ごみ量割の基礎となるごみの量は、経費が発生した年度の前年度に組合のごみ広域処理施設に搬入された一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）の量による。